裏

文化財保護法（昭和25年法律第214号）抄

第83条　重要有形民俗文化財の保護には、第34条の２から第36条まで、第37条第２項から第４項まで、第42条、第46条及び第47条の規定を準用する。

第47条　重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。

２　文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。

３　前２項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第１項及び第２項の規定を準用する。

第39条　文化庁長官は、前条第１項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

２　前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当るときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

（備考）　この用紙の大きさは、日本工業規格B6とすること。